

チーム#つながるつたえる 会員規約

第1条 名称

当会は「チーム#つながるつたえる」と称します。

第2条 目的

- ① 東三河を中心に、愛知県内外の幅広い地域を活動拠点とし、写真展や撮影会、イベント等を行いながら、地域観光への協力、地域貢献と地域の活性化へとつなげていきます。
- ② 自分が住んでいる街、好きな街の魅力をつたえることで、人と人とのつながり、地域と地域のつながりを大切にしていきます。
- ③ 「#つながるつたえる」を活用し Instagram などの SNS で写真や地域の魅力を投稿し発信していきます。
- ④ 活動を通じ会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条 入会条件と特典

(1)入会条件

当会への入会には下記の条件を順守してもらいます。

- ・当会の規約を順守し、積極的に活動へ参加できる個人を対象とします。
- ・年齢・性別・住所・使用機材・写真歴は問いません。但し、入会希望者が未成年の場合は保護者の承諾が必要です。
- ・当会が定めた期日（イベント等の参加募集締め切り・データ等の提出期限）を順守出来る方を対象とします。
- ・会員は当会への一部の事業に家族や友人を同伴で参加をすることが出来ることとします。

(2)会員特典

当会の会員は下記の特典を受けることができます。

- ・当会が主催または運営をする撮影会・イベント等への参加（交通費、その他かかる経費は実費）
- ・当会の名称を使用した撮影会やイベントの立案
- ・当会ロゴマークの使用
- ・当会が主催する写真展への出展（参加費は実費）
- ・ホームページ上での会員と作品紹介
- ・入会時にオリジナルグッズ（キーホルダー・ステッカー）を差し上げます。

第4条 活動内容

当会は以下の活動を行います。

- ・ 撮影会
- ・ 写真展
- ・ 地域イベントへの参加
- ・ 地域貢献活動
- ・ ホームページでの情報配信

第5条 役員

当会には次の役員を置きます。

会長1名、副会長2名、会計1名、幹事若干名、会計監査1名

役員の内訳

会 長：総括・会の運営全般

副 会 長：会の運営全般・会長不在の時の代行

会 計：会費集金、帳簿の管理

幹 事：会の運営全般

会計監査：会計事務の監査

第6条 役員を選出

会員の中から選出されます。

第7条 任期

役員の内訳は2年とし、再任を妨げません。

第8条 収入

当会は次の収入により運営します。

- ・ 会費
- ・ 協力金
- ・ その他

第9条 会費

会費は、年額3,000円とし、継続会員は期首に1年分の会費を納入することとします。

尚、期の途中から入会の場合は、加入月から年度末までの期間につき月額250円の割合で会費を納入することとします。

納入した会費は、特別な事情がない限り返還しません。

支払期間は4月1日から4月30日までとします。

第10条 会費の使用目的

当会は次の使用目的で会費を徴収します。

- ・写真展・イベント等の宣伝広告費
- ・ホームページの維持管理費
- ・その他会の運営に必要とみなされる経費

第11条 会計報告

会計年度終了後、全会員へ報告します。

第12条 退会

会員は自身の意思でいつでも退会できます。但し、入会后1年未満の退会の場合は、会費の返金はいたしません。

会費を6か月経過しても未納の場合は退会と見做します。

第13条 休会

何らかの都合で一時的に会の活動に参加できなくなった場合は休会することができます。

休会中の会費は不要です。

第14条 手続き

退会または休会を希望される方は、1ヵ月前に役員へ報告し、書面にて手続きを行います。

第15条 禁止事項

当会員は以下の行為を禁止し、違反した場合は強制退会とします。

- ・活動時やSNS上において、他人に名誉・信用を傷つける様な言動や行動
- ・政治、宗教、思想、ネットワークビジネスの勧誘や強要
- ・当会が承認していない製品の販売やサービスの勧誘
- ・当会が主催する行事やSNS、ホームページ上から入手した写真を著者に無断で複製・使用・配信・公開・引用

尚、強制退会の場合は既納の会費の返還はしません。

第16条 個人情報の取り扱い

入会後に提供した個人情報は、会の運営の目的に限り使用し、第三者に開示・提供使用させることはしません。

但し、サービス提供に関連して事務作業等により第三者が関与する場合には、この限りではありません。

第 17 条 活動中の事故と責任について

当会における全ての活動には自己責任で参加してください。

万一事故が発生しても会としては一切の責任を負うことができません。

著作権、肖像権など他人が権利を所有する物に関しての撮影には十分配慮してください。

万一紛争、訴訟等になっても当会は一切責任を持ちません。

第 18 条 会員規約の改正

この会員規約の改定は、会員の過半数の賛同をもって改正することができます。

但し、この会員規約が会の運営に支障を与える場合は役員にて都度協議し改正することができます。

附 則

この規約は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は令和 2 年 5 月 1 日から施行する。